

FUKUOKA Smart EAST モビリティ推進コンソーシアムの会員募集 募集要領

1. 募集の目的

- ・FUKUOKA Smart EAST モビリティ推進コンソーシアム(福岡市、九州大学、UR 都市機構、福岡地域戦略推進協議会を幹事団体とする組織。以下、本コンソーシアムという)では、様々な社会課題を先端技術の導入で解決していくまちづくり Fukuoka Smart East の一環として、九州大学箱崎キャンパス跡地及びその周辺エリア（以下、箱崎地区という）をフィールドとして、自動運転バス等のテクノロジーやサービスの開発と社会実装に向けた取組みを進めています。
- ・自動運転技術を活用したサービスの実用化に向けて取組みを進めていくにあたり、下記のとおり、本コンソーシアムと共働で実施計画書の検討や実証走行等に取り組む、箱崎地区におけるサービスモデルを構築し、将来的なサービス展開を目指す事業者を募集します。
- ・本取組みは、単なる技術実証ではなく、箱崎のまちづくりやイノベーション創出、新たなサービス開発等につなげていくことを目的とします。

2. 募集概要

- ・本募集は、自動運転を活用したサービス提案書（以下、提案書という）等の提出を求めるが、提案内容を評価・採点して選定する提案評価方式によるものではない。
- ・本募集は、応募資格および応募条件（以下、参画要件という）への適合性を確認するものであり、参画要件を満たす応募者は、原則として本コンソーシアムの会員候補として選定する。会員候補として選定された者は、本募集要領に基づく手続きを経て本コンソーシアムの会員となる。なお、参画要件を満たす応募者が複数いる場合は、複数の応募者を選定することがある。
- ・対象とするサービス・取組みは、社会実装や事業化を目指すものであり、将来的なレベル 4 相当の自動運転サービスの実現も見据えたものとする。なお、技術検証のみを目的とするものは対象としない。

3. 実施内容

- ・本コンソーシアムでは、以下の項目に関する実施計画書※¹の検討・策定、実施計画書に基づく取組み等を行う。

(1) 自動運転技術を活用したモビリティサービス

(2) 上記モビリティサービスの実現に必要なサービス等

※¹ 実施計画書：本コンソーシアムの幹事団体を中心となり、応募者の提案※²及び事業計画書※³について協議・調整を行いながら、本コンソーシアム全体としての自動運転に関する取組の方向性及びロードマップを取りまとめた計画書をいう。

※² 応募者の提案：応募者が取り組むサービスについて、指定の項目・様式に沿って提案するもの。本募集において提案書として提出を求める。

※³ 事業計画書：会員が、箱崎地区で検討、実証走行する自動運転サービス、及び箱崎地区で得られた知見・ノウハウを活かした事業展開等について、その内容を定める計画書をいう。

4. 参画要件

(1) 応募資格

① 応募者の体制に関する事項

- ・応募者※⁴は、提案するサービスの実現に必要な企業等により体制を構築し、役割分担及び連携体制を明確にして応募すること。
- ・各企業が有する技術、知見およびノウハウを組み合わせ、それぞれの専門性を生かした役割分担の下で、実証走行にとどまらず、将来的なサービスの実用化に向けて継続的に取り組むことができる体制を有すること。

※4 応募者：コンソーシアム等の団体や本募集の応募者の総体を指すもので、例えば、複数企業から構成される団体（SPC、JV、コンソーシアム、その他任意団体など）及び別途委託等により連携・協力する企業までがこれに類する。団体自体の法人格の有無や応募時点での協定・契約等の締結内容は問わないが、団体の連帯を示す書類や団体名簿・役割分担等を示す書類を提出すること（11.参加申込(3)提出書類を参照）。なお、団体に含まれる企業のうち、本コンソーシアム会員となるものは代表企業を除き任意とする。

② 応募者の実績に関する事項

- ・日本国内において、複数人が乗車でき、レベル2以上で1か月以上の定時・定常的な運行の実績を有すること。
- ・なお、応募者に含まれる企業個々に一律の実績を求めるものではなく、応募者の代表者及び自動運転の主たる部分※⁵を担う者が当該実績を有すること。

※5 自動運転の主たる部分：自動走行に係る車両調律、遠隔監視、車両の運用及び保守など、これに類するもの。

③ 応募者に含まれる企業に関する事項

- ・各企業が次に掲げる事項にいずれも該当すること。
- ・法人格を有すること。
- ・代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与していないこと、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っていないこと。
- ・その他、公の秩序又は善良の風俗に反しない者であること。

(2) 応募条件

① 本募集要領で定める書類を全て提出できること。

- ・「11.参加申込（3）提出書類」及び「12.提案書等の提出（3）提出書類」に記載の書類については、全ての項目について記載すること。

- ②提案書（様式２）は、実施可能な内容を記載し、会員決定後に実施に向けて真摯に検討すること。
- また、本コンソーシアムへの参画に係る協定書（以下、参画協定書という）の締結及び本コンソーシアム規約（以下、規約という）の遵守ができること。
- ・参画協定書案及び本コンソーシアムの規約は参加申込後に配布する参考資料２、３を参照。
 - ・参画協定書の締結等については、会員候補選定後にその内容について幹事団体と協議することができる。ただし、本事業の円滑かつ適切な実施のため協議及び参画協定書の締結等は速やかに行うこと。

5. 応募体制及び役割分担

- ・応募者に含まれる企業の中から代表企業を定めるものとする。なお、団体のうち１者のみが会員となる場合は、その企業を代表企業とする。代表企業は、幹事団体との連絡調整及び応募者に含まれる企業のうち、会員となる企業（以下、構成企業という）間の意見及び提案の取りまとめを行うこと。
- ・提案内容の実現に必要な実施体制^{※６}について、応募者において確保できる体制を構築し、その構成及び役割分担を明示すること。

※６ 提案内容の実現に必要な実施体制：代表企業、構成企業、協力企業及び委託先等により構成される体制をいう。提案書に記載する実施体制には、各主体の役割及び責任範囲を明確に記載すること。

なお、会員決定後の実施体制の変更等の取扱いについては、別途定める規約、参画協定書その他の関係書類によるものとする。

6. 提案にあたっての前提条件

(1) 実証走行等を行うエリア・車両

■エリア

- ・九州大学箱崎キャンパス跡地を中心として、周辺の鉄道駅（地下鉄箱崎九大前駅、地下鉄貝塚駅、西鉄貝塚駅、JR 箱崎駅、JR 貝塚駅）を含むエリア※⁷を中心に走行することを基本とする。

■車両

- ・複数人が乗車できる車両※⁸を用いることを基本とし、最低限必要な性能要件※⁹（定員・速度等）を満たすこと。特定車種には限定しない。

※⁷ エリア：当該エリアに限定するものでなく、サービスや検証内容等に応じて、走行エリアも併せて協議・検討する。

※⁸ 車両：付加的なサービスやマネタイズを目的として、ラストマイルに寄与するパーソナルモビリティや配送ロボット等を連携して用いることは制限しない。

※⁹ 性能要件：提案する車両及びその運行方法は、道路運送車両法、道路交通法その他の関係法令に適合し、公道走行に必要な許可、認定、検査、登録その他の手続を、実証走行開始までに完了できるものであること。

(2) 本コンソーシアムの想定スケジュール

時期	内容
令和9年7月頃	・事業計画書案の決定
令和9年10月頃	・実施計画書案の作成
令和10年3月頃	・実施計画書の策定
令和10年度	・九州大学箱崎キャンパス跡地の第1期まちびらきに合わせた実証走行 ・サービス展開に向けた課題の抽出
令和11年度以降	・課題に応じた継続的な実証走行 ・展開に向けたサービスモデルの構築

(3) 必須履行事項及び協議事項

・本要領に基づく取組みは、次のとおり「必須履行事項」と「協議事項」に区分する。応募者は、必須履行事項を履行することを前提として提案すること。なお、協議事項については、提案内容を踏まえ、実施の可否または実施内容について協議するものとする。

区分	主な内容
必須履行事項※ ¹⁰	・実施計画書案の検討 ・事業計画書案の検討及び作成 ・令和10年度の第1期まちびらきに合わせた実証走行の実施及びサービス展開に向けた課題の抽出 ・安全確保・関係機関協議・データ取得・報告等、実証走行に不可欠な事項の履行、規約及び各協定書等の遵守

協議事項※11	・最終的な走行ルート・停留所・運行形態（有償/無償・定時定路線/予約制等） ・使用車両・自動運転レベル・ODD（運行設計領域）の精査 ・相互負担の内容・費用の調達方法 ・幹事団体から協議を求める事項 ・会員間での調整（実証時期、実証の内容等） ・実証走行を踏まえた令和11年度以降の実施内容
---------	--

※10 必須履行事項：実証走行については、費用や各種許認可等の条件が整うことを前提とする。

※11 協議事項：提案書に基づき会員決定後の協議により具体化する。

（４）推進スキーム及び役割分担

・本コンソーシアムは、幹事団体及び会員が相互負担して取組みを進める「共働※12 事業」とする。

・相互負担する内容は今後協議等により定めるが、主たる役割分担は下記の通りとする。

主体	主な役割
幹事団体・事務局	・本コンソーシアムの運営全般（組織運営・関係機関調整） ・実施計画書の策定 ・事業計画書、実証走行等計画書※13の作成支援 ・実証走行の実施等に係る資金調達の支援 ・実証走行の実施支援 など
会員	・実施計画書の検討 ・事業計画書の作成 ・実証走行等計画書の作成 ・実証走行の実施等に係る実施体制の調整全般（資金調達、許認可手続き、各種関係機関との調整、安全管理等） ・実証走行の実施 ・本コンソーシアムの運営への協力 など

※12 共働：福岡市においては、「市民、NPO、企業、行政など多様な主体が、役割と責任を認め合い、課題や目的を共有し、課題解決のために対等な立場で知恵や力を合わせて共に行動すること」と定義している。本コンソーシアムにおいても、幹事団体と会員は立場に応じてそれぞれ役割を担うが、理念として共働で取り組むものとして、この表記としている。

※13 実証走行等計画書：実施計画書及び事業計画書に定める箱崎地区での実施内容に基づき、自動運転車両の実証走行に関する具体的な計画を定める計画書をいう。

(5) 費用負担の基本的な考え方

- ・本募集への応募や提案、実施計画書の検討及び会員としての通常の活動に要する費用は、各会員の負担とする。
- ・実施計画書に基づく取組み（実証走行の実施やサービスの事業化に向けた取組み）に係る費用は、国庫補助や会員が調達する財源等をもって充ててを原則とする。
- ・本コンソーシアムの参画をもって、費用負担を含む支援を確約するものではない。
- ・ただし、本コンソーシアムの幹事団体からの費用負担を含む支援の可能性について会員と幹事団体が個別に協議を行う場合があり、その際幹事団体は必要な支援の在り方も含め、誠実に協議を行うものとする。
- ・支援内容については、実施内容や役割分担、活用する補助制度を含む資金調達手法、事業効果、実現可能性、予算措置の見通しその他の要素を総合的に勘案し、個別に協議の上、幹事団体が決定するものとする。このため、会員間で支援内容が異なる場合がある。
- ・支援内容その他必要な事項については、会員決定後の協議を踏まえ、実証走行実施時に締結する協定書等において定める。
- ・関連予算や各種手続き等に係る調整の不調等により、実証走行その他取組みが実施できない場合において、会員に生じる損失等への補償は行わない。

(6) その他条件

- ・提案事項の実施可否については、会員決定後の協議等による。
- ・実証走行で使用する車両タイプや走行ルート、実施時期その他の条件について複数の会員間で競合が生じる場合は、幹事団体が実施内容を調整し、優先順位を決定する。
- ・前項の調整の結果及び幹事団体が必要と認める場合には、本コンソーシアムの推進スキームの見直しや実施者の選定その他必要な手続きを行うことがある。
- ・実証走行の実施にあたって必要な安全管理・リスク評価、許認可・関係機関協議、保険は会員が自ら責任を負うものとする。事故損害賠償等で発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、会員がその費用を負担するものとする。
- ・九州大学箱崎キャンパス跡地では、土地利用事業者^{※14}による建築工事が進められているため、周辺エリアを含め、工事車両との調整が必要となる場合がある。そのため、実証走行の時期やルート等の調整及び優先順位を定める可能性がある。

※14 土地利用事業者：九州大学箱崎キャンパス跡地地区事業の開発を行う、住友商事株式会社を代表とするグループをいう。

7. 提案事項・考え方を確認する事項

- ・実施可能な内容を提案すること。具体的な記載内容は申請書様式を参照すること。

(1) 提案事項

項目	求める内容
自動運転を活用した サービスの内容 及び実証方針	・サービスの狙い、全体像、想定サービス、連携分野 ・サービス実施によるまちづくりへの効果 ・実用化や課題解決に向けて挑戦する内容 ・制度設計、規制緩和、行政施策との連携 ・土地利用事業者の取組みと連携内容（任意） ・その他、自動運転技術を活用して取り組みたい内容（任意）
社会実装に向けた ロードマップ	・令和 10 年度の第 1 期まちびらきまでの工程 ・令和 11 年度以降の取組み方針 ・箱崎地区での実証成果を活かした事業展開
実施体制 及び役割分担	・応募者に含まれる企業や協力事業者、その他関係機関との役割分担及び連携体制 ・会員となる事業者（代表企業及び構成企業）
使用車両、システム 及び技術的要件	・使用する車両の種類、乗車人員、速度等 ・想定する自動運転レベル、運行条件 ・サービス実現に必要なシステム、設備、技術
箱崎地区で実施する 実証内容、検証内容	・解決すべき課題と主な検証内容、実証の進め方及び検証計画 ・想定ルート、利用対象、利用場面 ・利用者目線での利便性向上策
概算事業費 及び調達手法	・ロードマップに示す期間及び令和 10 年度実証に必要な概算事業費、費用の内訳及び算定条件 ・構成企業等の費用負担、活用を想定する国庫補助などの資金調達の手法や考え方
社会実装に向けた 課題	・自動運転サービス全般の社会実装上の課題 ・技術、制度、運行、採算性、社会受容性等の課題 ・課題解決に必要な条件や支援
想定する実施条件	・実証走行実施の前提条件 ・幹事団体に期待する役割

(2) 考え方を確認する事項

- ・次の事項は、会員選定後の協議で確定するが、実現可能性を判断するため、提案書提出時に「対応方針」の提出を求める。

項目	求める内容
安全管理、 リスク評価	・安全計画・リスクアセスメント・緊急時対応要領・運行停止/ 再開基準の考え方
許認可、 関係機関協議	・想定する許認可（道路使用・道路運送法・車両法・特定自動運 行等）と申請主体・資料作成主体の分担方針
保険、事故損害賠償	・必要保険の種類・最低補償額・証券提出時期、及び発注者/運 行主体/車両・システム提供者の責任分担の考え方
データ取得、帰属	・必須取得データ（走行ログ・手動介入・ヒヤリハット・利用実 績・アンケート）と、所有権/行政利用/研究利用/他地域展開/公 表権限の区分

8. 公募スケジュール

(1) 募集要項の公表・募集開始	令和8年10月19日(月)
(2) 参加申込書等の提出期限	令和8年10月30日(金) 15時まで
(3) 提案書の提出期限	令和8年11月27日(金) 15時まで
(4) 会員候補の選定	令和8年12月末頃を目途に行う
(5) 会員決定(参画協定書等の締結)	令和9年1月末頃を目途に行う

9. 主な手続きの流れ

- ・会員募集から実証走行等の実施までの主な手続きは、下表のとおりとする。
- ・本募集の時点では、応募者との間で協定は締結しない。会員候補として選定後、本コンソーシアムと会員候補との間で、参画協定の内容について協議を行い、合意に至った場合に参画協定書を締結し、会員として決定する。
- ・会員決定後は、実施計画書の検討・策定を進めるものとし、その内容を踏まえて、実証走行等の具体的な実施内容を整理した上で、必要に応じて実証走行等に係る協定書(以下、実証走行等協定書という)を締結する。

段階(名称は仮)	内容	締結・提出する文書
① 申込	・応募者(提案書を提出しようとする事業者)が、申込書を提出する。	申込書
② 提案書提出	・応募者が提案書を提出し、申込書と合わせて本コンソーシアムによる参画要件等の確認を受ける。	提案書
③ 会員候補選定 ・参画協定書締結	・本コンソーシアムが会員候補を選定し、参画協定(実施計画書の検討や実証走行の実施等に向けた基本事項)の内容について協議を行う。協議内容を踏まえて参画協定書を締結し、会員となる。	参画協定書
④ 事業計画書決定	・幹事団体が作成支援し、会員が事業計画書を作成し、決定する。 ※実施計画書の検討に向けて決定するもので、会員にこれ以降の事業計画書の見直し等を制限するものではない。	事業計画書
⑤ 実施計画書策定	・会員と幹事団体が共働で実施計画書を検討・策定する。	実施計画書
⑥ 実証走行等計画書決定 ・実証走行等協定書締結 ・実証走行等の実施	・実施計画書に基づき、実証走行等の実施内容、役割分担、費用、安全管理等を整理した実証走行等計画書を決定し、必要に応じて協定書を締結した上で実証走行を実施する。	実証走行等協定書 実証走行等計画書

10. 質問

参加申込み及び提案を行うに当たり質問がある場合は、以下の通りとする。

(1) 質問の受付期間

- ・令和8年10月30日（金）15時まで

(2) 提出方法

- ・「fse-mobility@n-koei.co.jp」宛てにEメールで提出すること。
- ・メール件名を「FUKUOKA Smart EAST モビリティ推進コンソーシアムの会員募集 質問事項」と記載すること。
- ・質問事項を簡潔に整理し、連絡先（会社名・組織名（部署名）、氏名、Eメールアドレス、電話番号）を本文に明記すること。

(3) 回答

- ・質問に対する回答は、提出後3営業日を目途に本コンソーシアムのホームページに掲載する。ただし、質問受付期限が近い時期に提出された質問については、回答をとりまとめて掲載する場合がある。

なお、受付期間内に提出された全ての質問に対する回答は、2026年11月6日（金）15時までに、本コンソーシアムのホームページに掲載する。

1 1. 参加申込

応募者は、提案書の提出に先立ち参加申込を行うものとする。なお、参加申込後に辞退することを妨げない。

(1) 提出締切

- ・令和8年10月30日（金）15時まで

(2) 提出方法

- ・「fse-mobility@n-koei.co.jp」宛てにEメールで提出すること。
- ・メール件名を「FUKUOKA Smart EAST モビリティ推進コンソーシアムの会員募集 参加申込」と記載すること。

(3) 提出書類

以下の書類を提出すること。会員とならない企業については④～⑨の提出は必須ではない。

- ①会員募集に関する参加申込書（様式1）
- ②複数者で構成される団体として応募する場合は、応募団体（コンソーシアム・共同事業体等）の連帯に係る協定書もしくはそれに代わる・類する書面（団体名簿・役割分担を示す書類、代表企業を選任する書類など）
- ③会社概要（応募団体及び本コンソーシアムに参画する各社の事業概要が分かるパンフレット、ホームページの写し等でも可）
- ④福岡市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書（写し可）
（福岡市内に事業所がない場合は本社所在地の市区町村）
- ⑤消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書（写し可）
- ⑥登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- ⑦誓約書（様式3）
- ⑧役員名簿
※代表者及び役員（⑥の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。
※この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することを使用する。
※役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）
- ⑨直近の決算2年分の財務諸表の写し
※直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表の写しを提出すること。

1 2. 提案書等の提出

参画要件確認等のために、応募者が提案書を提出する。

(1) 提出締切

- ・令和8年11月27日（金）15時まで

(2) 提出方法

- ・「fse-mobility@n-koei.co.jp」宛てにEメールでデータを提出すること。
- ・メール件名を「FUKUOKA Smart EAST モビリティ推進コンソーシアムの会員募集 提案書提出」と記載すること。

(3) 提出書類

- ①提案書（様式2）
- ②自動運転の走行に係る実績書（任意様式）

(4) 提案事項

- ・様式2のとおり

(5) 提案書類の取り扱い

- ・提案書等の提出締切後において、会員決定までの間は、提案書に記載された内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。
- ・提出された提案書等一切の書類は返却しない。なお、提出された書類については、本募集の目的及び必要書類の作成、本コンソーシアムの活動の範囲内で使用するものとし、応募者に無断で使用しない。

(6) その他

- ・1応募者1提案とし、複数の提案は認めない。
- ・提出書類に不備がある場合、受付できないことがある。
- ・提出締切までに提出がなかった場合、本募集を辞退したものとみなす。
- ・会員決定後の実現可能性について、十分考慮した上で提案すること。
- ・提案書等で使用する言語および通貨は、それぞれ日本語、日本国通貨とする。

1 3. 成果物・知的財産等の取扱い

- ・本募集における提案書及び応募者が提出する技術資料に含まれる知的財産権は、応募者又は正当な権利を有する第三者に帰属する。
- ・本コンソーシアム活動における成果物、知的財産及びこれらに類する事項の取り扱いは、別途参画協定書（参考資料2）を定める。

1 4. 失格条件

- (1) 本募集要領を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽の記載があった場合、本募集等に係る必要な手続きを行わない場合は、失格となる。
- (2) 会員決定までの間に、提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、会員としない場合がある。

1 5. その他留意事項

- (1) 各応募者の応募内容及び会員候補の選定結果に関する質問には一切回答しない。
- (2) 本コンソーシアムは、応募内容の確認のため、追加資料の提出又は説明を求めることがある。
- (3) 本コンソーシアムが必要と認める場合において、応募者等に通知の上、本募集要領を変更することができる。
- (4) 法令、制度または行政等関係機関における方針の変更により、本募集またはその後の取り組み内容を変更する場合がある。
- (5) 本募集への参加に要する書類作成費、交通費、通信費その他一切の費用は、応募者の負担とする。
- (6) 内容を応募者及び会員候補に確認したうえで、本募集の結果について公表する場合がある。
- (7) 本募集における会員候補としての選定は、会員が作成した計画の内容の全部又は一部の実施、関係者調整や財政等に関する各種支援を保証するものではない。関係法令に基づく許認可、関係機関との協議、予算の成立その他必要な条件が整わない場合には、本募集要領に記載する事項及び会員が提案した内容の全部又は一部を変更し、延期し、または中止する場合がある。実施内容等については、会員候補選定後に、本コンソーシアムの幹事団体及び会員が協議の上具体化し、必要に応じて書面等により定めるものとする。
- (8) 応募者は、本募集に関する質問、情報収集その他必要な連絡については、本要領に定める方法により行うものとし、幹事団体が認める場合を除き、本コンソーシアムの幹事団体、関係機関、土地利用事業者その他本取組みの関係者に対して個別にヒアリング又は照会を行ってはならない。

1 6. 問い合わせ・提案提出先

- ・日本工営株式会社 福岡支店（会員募集事務局）
fse-mobility@n-koei.co.jp

以上